

兵庫県公報

令和6年8月30日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

規 則	ページ
○ 収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（会計課）	2

公布された法令のあらまし

◎収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（規則第32号）

使用料及び手数料徴収条例の一部改正により、大麻取締法に関する手数料の名称が改められること等に伴い、収入証紙により徴収する手数料について所要の整備を行うこととした。

規 則

収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年8月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第32号**収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則**

収入証紙条例施行規則（昭和39年兵庫県規則第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項4を次のように改める。

4 大麻草の栽培の規制に関する法律に関する手数料

- (1) 大麻草採取栽培者免許申請手数料
- (2) 大麻草採取栽培者名簿登録変更手数料
- (3) 大麻草採取栽培者免許証再交付手数料

附 則

この規則は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号）の施行の日から施行する。